



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役常務執行役員 南井 正之
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

2026 年 3 月期有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明及び、2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信のレビュー結論不表明並びに 2026 年 3 月期内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、2026 年 3 月期有価証券報告書の連結財務諸表及び財務諸表について監査意見を表明しない旨の監査報告書並びに 2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信の要約四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしました。

また、2026 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書の内部統制監査について、監査意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

2. 連結財務諸表及び財務諸表に係る監査報告書並びに内部統制監査報告書の内容

(1) 連結財務諸表に係る監査報告書の内容

2026 年 3 月期の連結財務諸表に係る監査報告書の意見の内容は以下のとおりです。

<意見不表明>

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニデック株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

<意見不表明の根拠>

コーポレート・ガバナンス

連結財務諸表注記(コーポレート・ガバナンスに関する当社の是正状況について)及び43. 追加情報「(不適切な会計処理等について)」「(1) 第三者委員会による調査について」に記載されているとおり、会社は、2025年9月3日に第三者委員会を設置し、第三者委員会より2026年2月27日に調査報告書を受領し、同年4月17日に最終報告としての調査報告書(追補)を受領した。調査報告書において、会社及びグループ会社の多岐にわたる拠点で経営者の関与又は認識のもとにおいて、売上の早期計上、引当金の過少計上、棚卸資産の過大計上や固定資産の減損回避及びコストの資産計上といった不適切な会計処理が行われた旨が記載されている。さらに調査報告書では、会社及びグループ会社の経営者又は経理担当者が、会計監査人の同意を得るために、会計監査人に対して、不正確又は誤解を招く情報を提供したり、関連文書を隠蔽したり、改ざんされた記録を提供したりしていたことが確認されている。なお、第三者委員会が特定した事実に基づく不適切な会計処理等は、連結財務諸表において修正されている。

また、同注記「(2) 品質に関する不適切行為の疑義に対する社内調査について」に記載されているとおり、会社は、品質管理に関する不適切行為の疑義に係る調査を完了し、複数の生産拠点において試験・検査記録の偽造、不適合材料の無許可使用が識別された。さらに、同注記「(3) その他の社内調査等について」に記載されているとおり、会社は、貿易取引及び関税に係る諸問題等の調査を完了し、輸入取引に関する関税の過少申告額として94.1百万ドル(約14,160百万円)(利息を含む)を識別した。これらの関連する費用、負債及び注記は連結財務諸表において修正されている。

しかしながら、連結財務諸表注記(コーポレート・ガバナンスに関する当社の是正状況について)に記載されているとおり、会社及びグループ会社において、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは会計監査人に対して虚偽の説明を行った役職員の一部を特定し、適切な人事的是正措置を決定するための会社の評価及び人事的是正措置が行われているものの、その一部は完了していない。その結果、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは会計監査人に対して、虚偽の説明を行った役職員の一部は、会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当している。

第三者委員会の調査報告書において識別された事項は、相当な期間にわたり統制環境に内部統制の重要な不備があることを示しており、経営者による内部統制の無効化リスクが十分に軽減されていないことを含め、財務報告に係る会社のガバナンス及び統制環境が有効に機能しているかについて、重大な懸念を生じさせている。また、この状況は、不適切な会計処理等に関与した役職員が提出した、又は当該役職員による回答又は作成、又はレビューし、会計監査人に対して提出した記録、資料及び情報等の信頼性並びに会計監査人に対する経営者からの陳述の信頼性にも影響を及ぼしている。

当監査法人は、監査の過程で、これらの不適切な会計処理等に関与した役職員から入手した情報が、経営者の陳述の監査証拠としての信頼性及び監査証拠全体の証明力に重要な影響を及ぼすと判断した。この状況は、連結財務諸表作成日時点で人事的是正措置の一部が完了しておらず、不適切な会計処理等に関与した役職員が財務報告プロセスに引き続き関与していることから、当監査法人は、会社が修正又は修正すべきと判断した不適切な会計処理等が網羅的であるかどうか、当該役職員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスを担当した結果として経営者による内部統制の無効化リスクに起因して存在する未発見の虚偽表示が

存在するかどうか、存在する場合には、その性質及び範囲が及ぼす影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

以上から、連結財務諸表注記（コーポレート・ガバナンスに関する当社の是正状況について）に記載のとおり、不適切な会計処理等に関与した役職員の適切な人事的是正措置を決定するための会社の評価及び人事的是正措置が行われているものの、人事的是正措置の一部が完了しておらず、また、後任者についても財務報告に係る責任を引き継いだうえでその職責を適切に遂行していることが十分に確認されていないため、当監査法人は、連結財務諸表において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

資産の減損

連結財務諸表注記 16. 非金融資産の減損に記載されているとおり、会社は、減損損失の算定にあたり概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位（資金生成単位）を基礎としてグルーピングを行っており、企業結合で取得したのれんは、企業結合のシナジーから便益が生じると期待される資金生成単位（グループ）に配分したうえで、見積将来キャッシュ・フロー及びその他の仮定に基づき減損損失の測定を行っている。その結果、会社は当連結会計年度において減損損失 632,220 百万円を計上している。しかし、本報告書日現在、当監査法人は、一部の資金生成単位（グループ）の減損損失の計上額及び期間帰属に関連する会計上の見積りの妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手できていない。

なお、IAS 第 36 号「資産の減損」において、将来キャッシュ・フロー予測は、合理的で裏付け可能な仮定に基づく算定が求められるが、「コーポレート・ガバナンス」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与した可能性がある役職員が当監査法人に提出した資産の減損に係る監査証拠の証明力及び経営者の陳述の信頼性に重要な影響を与えている。

また、会社は不適切な会計処理等を踏まえて、一部の資金生成単位（グループ）の非金融資産の期首残高が過大に計上されていたため、比較情報を修正再表示している。修正再表示においては、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において、修正前の連結財務諸表の公表が承認された時点で入手可能であった情報に基づき、その後に判明した事実や結果を遡及的に用いることなく過年度の修正再表示を行う必要がある。具体的には、見直し後のキャッシュ・フロー予測及びその前提となる事業計画等に含まれる重要な仮定が、当該時点で入手可能であった情報を反映しており、その後に作成又は形成された情報若しくは仮定に基づくものではないことが求められる。当監査法人は、会社より、当該時点で入手可能であった情報に基づいて過年度の修正を行い、その後に判明した事実や結果を遡及的に用いていないことについて、必要な説明を十分に得られていないため、当該修正再表示について、当該時点で入手可能であった情報に基づいて算定されたものであることを裏付ける十分かつ適切な監査証拠を入手できていない。

したがって、当監査法人は、会社が計上した減損損失が、IAS 第 36 号及び IAS 第 8 号で求められる要件に従っているかどうかについて判断することができなかった。

比較情報

会社は、第三者委員会より調査報告書を入手し、これに基づき不適切な会計処理等について検討するとともに、会社による調査及び貿易取引・関税に係る調査を完了し、その結果を踏まえて比較情報の修正再表示を行っている。しかしながら、当監査法人は、「コーポレート・ガバナンス」及び「資産の減損」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与した役員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当していることから、比較情報として表示されている2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表に含まれる修正再表示された金額及び注記事項の妥当性及び網羅性について判断することができなかった。

当監査法人は、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、かつ、「コーポレート・ガバナンス」に記載した連結財務諸表に追加の修正が必要となる可能性、「資産の減損」に記載した減損損失の計上額及び期間帰属並びに「比較情報」に記載した比較情報の開示が、連結財務諸表に及ぼし得る影響は重要かつ広範であると判断し、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

その他の事項

過年度の連結財務諸表及び監査報告書への依拠

第三者委員会による調査及びその他の調査の結果、会社は、比較情報の期首の利益剰余金を修正しているが、2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度以前に係る有価証券報告書に含まれる連結財務諸表について訂正していない。

〈連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任〉

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

〈連結財務諸表監査における監査人の責任〉

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその

他の倫理上の責任を果たしている。

(2) 財務諸表に係る監査報告書の内容

2026年3月期の財務諸表に係る監査報告書の意見の内容は以下のとおりです。

＜意見不表明＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニデック株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

＜意見不表明の根拠＞

コーポレート・ガバナンス

連結財務諸表の監査報告書における意見不表明の根拠「コーポレート・ガバナンス」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは会計監査人に対して、虚偽の説明を行った役職員の一部が、会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当しており、会社が修正又は修正すべきと判断した不適切な会計処理等が網羅的であるかどうか、当該役職員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスを担当した結果として経営者による内部統制の無効化リスクに起因して存在する未発見の虚偽表示が存在するかどうか、存在する場合には、その性質及び範囲が及ぼす影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。このため、当監査法人は、財務諸表において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価並びに関係会社事業損失引当金

注記事項（重要な会計上の見積りに関する注記）に記載されているとおり、会社は、市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金について、取得価額と各社の純資産金額に基づく実質価額を比較し、実質価額が取得原価の50%超下落した場合には、実質価額まで減損処理を行っている。なお、取得価額に超過収益力等が反映されている関係会社株式については、取得時の事業計画と実績及び最新の事業計画との比較等により超過収益力等の毀損の有無を評価し、実質価額を算定している。当事業年度において、会社は、関係会社株式評価損183,543百万円及び関係会社出資金評価損2,223百万円を計上している。また、同注記事項に記載されているとおり、会社は、関係会社の財政状態を勘案し、会社が負担することとなる損失見込額を見積り、当事業年度において関係会社事業損失引当金繰入額28,397百万円を計上している。しかし、本報告書日現在、当監査法人は、連結財務諸表の一部の資金生成単位（グループ）に係る連結財務諸表上の資産の減損について十分かつ適切な監査証拠を入手できていないため、関係会社株式評価損、関係会社出資金評価損及び関係会社事業損失引

当金繰入額の計上額、期間帰属に関する計算に適用された会計上の見積りの妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手できていない。

これは、上記の会計上の見積りにおける関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額は、信頼可能なデータを基礎として算定が求められるが、「コーポレート・ガバナンス」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与した可能性がある役職員が当監査法人に提出した関係会社株式評価損、関係会社出資金評価損及び関係会社事業損失引当金繰入額の計上額に係る監査証拠の証明力及び経営者の陳述の信頼性に重要な影響を与えている。

したがって、当監査法人は、会社が計上した関係会社株式評価損、関係会社出資金評価損及び関係会社事業損失引当金繰入額の計上額、期間帰属について適切であるか判断することができなかった。

比較情報

会社は、第三者委員会より調査報告書を入手し、これに基づき不適切な会計処理等について検討し、その結果を踏まえて比較情報の修正再表示を行っている。しかしながら、当監査法人は、「コーポレート・ガバナンス」及び「市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価及び関係会社事業損失引当金」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与した役職員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当していることから、比較情報として表示されている2025年3月期の財務諸表に含まれる修正再表示された金額及び注記事項の妥当性及び網羅性について判断することができなかった。

当監査法人は、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、かつ、「コーポレート・ガバナンス」に記載した内部統制の重要な不備、「市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価並びに関係会社事業損失引当金」に記載した関係会社株式評価損、関係会社出資金評価損並びに関係会社事業損失引当金繰入額の計上額の前提となる重要な仮定、期間帰属及び会計処理並びに「比較情報」に記載した比較情報の開示が財務諸表に及ぼし得る影響は重要かつ広範であると判断し、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

その他の事項

過年度の財務諸表及び監査報告書への依拠

第三者委員会による調査及びその他の調査の結果、会社は、比較情報の期首の利益剰余金を修正しているが、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度以前に係る有価証券報告書に含まれる財務諸表について訂正していない。

〈財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任〉

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成するこ

とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

〈財務諸表監査における監査人の責任〉

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

（３） 要約四半期連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の内容

2026 年 3 月期第 3 四半期の要約四半期連結財務諸表に係る期中レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

〈結論の不表明〉

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられているニデック株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の第 3 四半期連結会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）及び第 3 四半期連結累計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の要約四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 2 項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 5 項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

〈結論の不表明の根拠〉

コーポレート・ガバナンス

要約四半期連結財務諸表注記 7. 追加情報（不適切な会計処理等について）に記載されているとおり、会社は、2025 年 9 月 3 日に第三者委員会を設置し、第三者委員会より 2026 年 2 月 27 日に調査報告書を受領し、同年 4 月 17 日に最終報告としての調査報告書（追補）を受領した。調査報告書において、会社及びグループ会社の多岐にわたる拠点で経営者の関与又は認識のもとにおいて、売上の早期計上、引当金の過少計上、棚卸資産の過大計上や固定

資産の減損回避及びコストの資産計上といった不適切な会計処理が行われた旨が記載されている。さらに調査報告書では、会社及びグループ会社の経営者又は経理担当者が、会計監査人の同意を得るために、会計監査人に対して、不正確又は誤解を招く情報を提供したり、関連文書を隠蔽したり、改ざんされた記録を提供したりしていたことが確認されている。なお、第三者委員会が特定した事実に基づく不適切な会計処理等は、要約四半期連結財務諸表において修正されている。

しかしながら、要約四半期連結財務諸表注記（コーポレート・ガバナンスに関する当社の是正状況について）に記載されているとおり、会社及びグループ会社において、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは会計監査人に対して虚偽の説明を行った役職員の一部を特定し、適切な人事的是正措置を決定するための会社の評価及び人事的是正措置が行われているものの、その一部は完了していない。その結果、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは会計監査人に対して、虚偽の説明を行った役職員の一部は、会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当している。

第三者委員会の調査報告書において識別された事項は、相当な期間にわたり統制環境に内部統制の重要な不備があることを示しており、経営者による内部統制の無効化リスクが十分に軽減されていないことを含め、財務報告に係る会社のガバナンス及び統制環境が有効に機能しているかについて、重大な懸念を生じさせている。また、この状況は、不適切な会計処理等に関与した役職員が提出した、又は当該役職員による回答又は作成、又はレビューし、会計監査人に対して提出した記録、資料及び情報等の信頼性並びに会計監査人に対する経営者からの陳述にも影響を及ぼしている。

当監査法人は、期中レビューの過程で、これらの不適切な会計処理等に関与した役職員から入手した情報が、経営者の陳述の証拠としての信頼性及び証拠全体の証明力に重要な影響を及ぼすと判断した。要約四半期連結財務諸表作成日時点で人事的是正措置の一部が完了しておらず、不適切な会計処理等に関与した役職員が財務報告プロセスに引き続き関与していることから、当監査法人は、会社が修正又は修正すべきと判断した不適切な会計処理等が網羅的であるかどうか、当該役職員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスを担当した結果として経営者による内部統制の無効化リスクに起因して存在する未発見の虚偽表示が存在するかどうか、存在する場合には、その性質及び範囲が及ぼす影響について、十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。

以上から、注記「(コーポレート・ガバナンスに関する当社の是正状況について)」に記載のとおり、不適切な会計処理等に関与した役職員の適切な人事的是正措置を決定するための会社の評価及び人事的是正措置が行われているものの、人事的是正措置の一部が完了しておらず、また、後任者についても財務報告に係る責任を引き継いだうえでその職責を適切に遂行していることが十分に確認されていないため、当監査法人は、要約四半期連結財務諸表において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが要約四半期連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の要約四半期連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、要約四半期連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

要約四半期連結財政状態計算書に計上されている非金融資産は、IAS 第 36 号「資産の減損」に基づき、回収可能価額が帳簿価額より下落した場合に、減損損失を認識することが要求されている。

会社は、減損損失の算定にあたり概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位(資金生成単位)を基礎としてグルーピングを行っており、企業結合で取得したのれんは、企業結合のシナジーから便益が生じると期待される資金生成単位(グループ)に配分したうえで、見積将来キャッシュ・フロー及びその他の仮定に基づき減損損失の測定を行っている。その結果、会社は当四半期連結累計期間において減損損失を計上した。しかし、本報告書日現在、当監査法人は、一部の資金生成単位(グループ)の減損損失の計上額及び期間帰属に関連する会計上の見積りの妥当性について、十分かつ適切な証拠を入手できていない。

なお、IAS 第 36 号「資産の減損」において、将来キャッシュ・フロー予測は、合理的で裏付け可能な仮定に基づく算定が求められるが、「コーポレート・ガバナンス」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与した可能性がある役職員が当監査法人に提出した資産の減損に係る証拠の証明力及び経営者の陳述の信頼性に重要な影響を与えている。

また、会社は不適切な会計処理等を踏まえて、一部の資金生成単位(グループ)の非金融資産の期首残高が過大に計上されていたため、比較情報を修正再表示している。修正再表示においては、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において、修正前の連結財務諸表の公表が承認された時点で入手可能であった情報に基づき、その後に判明した事実や結果を遡及的に用いることなく過年度の修正再表示を行う必要がある。具体的には、見直し後のキャッシュ・フロー予測及びその前提となる事業計画等に含まれる重要な仮定が、当該時点で入手可能であった情報を反映しており、その後に作成又は形成された情報若しくは仮定に基づくものではないことが求められる。当監査法人は、会社より、当該時点で入手可能であった情報に基づいて過年度の修正を行い、その後に判明した事実や結果を遡及的に用いていないことについて、必要な説明を十分に得られていないため、当該修正再表示について、当該時点で入手可能であった情報に基づいて算定されたものであることを裏付ける十分かつ適切な証拠を入手できていない。

したがって、当監査法人は、会社が計上した減損損失が、IAS 第 36 号及び IAS 第 8 号で求められる要件に従っているかどうかについて判断することができなかった。

比較情報

会社は、第三者委員会より調査報告書を入手し、これに基づき不適切な会計処理等について検討するとともに、会社による調査及び貿易取引・関税に係る調査を完了し、その結果を踏まえて比較情報の修正再表示を行っている。しかしながら、当監査法人は、「コーポレート・ガバナンス」及び「資産の減損」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与した役職員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当していることから、比較情報として表示されている 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表及び 2025 年 3 月期の第 3 四半期の要約四半期連結財務諸表に含まれる修正再表示された金額及び注記事項の妥当性及び網羅性について判断することができなかった。

当監査法人は、会社の当連結会計年度の第 3 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結累計期間に係る要約四半期連結財務諸表に対して、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができておらず、かつ、「コーポレート・ガバナンス」に記載した内部統制の重要な不備、「資産の減損」に記載した減損損失の計上額の前提となる重要な仮定、期間帰属及び会計処理並びに「比較情報」に記載した比較情報の開示が、要約四半期連結財務諸表に及ぼし得る影響は重要かつ広範であると判断し、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが要約四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、特定の要約四半期連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、要約四半期連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

＜要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任＞

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 2 項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 5 項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 2 項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 5 項に定める記載の省略が適用されている。）に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

＜要約四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任＞

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は要約四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

（４） 内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の内容

2026 年 3 月期の内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の内容は以下のとおりです。

＜意見不表明＞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、ニデック株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のあ

る影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、ニデック株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

〈意見不表明の根拠〉

内部統制報告書に記載されているとおり、会社及びグループ会社において、不適切な会計処理等に関与した役職員の適切な人事的是正措置を決定するための会社の評価及び人事的是正措置が行われているものの、その一部が完了しておらず、会社及びグループ会社の全社的な内部統制の全社的な内部統制の評価に及ぼす影響を評価することができなかったことにより、2026 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断している。

その結果、当監査法人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した内部統制報告書に対して意見表明のための基礎を得ることができなかった。

〈強調事項〉

内部統制報告書に記載されているとおり、会社及び連結子会社における全社的な内部統制、全社的な観点で評価することが適切な決算・財務報告プロセスに係る内部統制及び業務プロセスに係る内部統制には開示すべき重要な不備が存在している。連結財務諸表監査の意見不表明の根拠「コーポレート・ガバナンス」に記載したとおり、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは当監査法人に対して、虚偽の説明を行った役職員の一部が、会社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当しており、会社が修正又は修正すべきと判断した不適切な会計処理等が網羅的であるかどうか、当該役職員が会社及びグループ会社の財務報告プロセスを担当した結果として経営者による内部統制の無効化リスクに起因して存在する未発見の虚偽表示が存在するかどうか、存在する場合には、その性質及び範囲が及ぼす影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。このため、当監査法人は、連結財務諸表において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

〈内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任〉

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

〈内部統制監査における監査人の責任〉

監査人の責任は、監査人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、内部統制報告書に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

3. 監査報告書の受領日

2026年9月30日

4. 今後の対応

当社は、今回の監査意見の不表明に至った事態を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

以 上